

令和  
8年度

# 経営所得安定対策等の推進

岡山市地域農業再生協議会



## 1. 交付申請書、営農計画書の提出について

経営所得安定対策等に参加するためには、下記申請期限までに『経営所得安定対策等交付金申請書』、『営農計画書』、『環境と調和のとれた農業生産の実施に係る点検シート』の提出が必要です。

【交付申請書等の最終提出期限】

**令和8年6月30日**

※これ以降の受付はできません。

※営農計画書には令和8年度(令和8年4月～令和9年3月)に収穫する作物を記入してください。

※秋まきの麦は令和7年秋に播種し、令和8年度に収穫するものが対象です。

## 2. 生産量の目安について

### (1) 令和8年産主食用米の生産量の目安

区分	岡山市	岡山県	全国
生産量(対前年比)	36,312,330kg(100%)	148,794t(100%)	711万t(104.1%)

※全国：「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」より 令和7年10月 農林水産省公表

※岡山県：国の需給見通しである711万トンに基づき岡山県農業再生協議会が算定 令和7年12月25日提示

※岡山市：岡山県農業再生協議会が令和7年産の生産量の目安に対前年度比を用いて算出 令和7年12月25日通知

### (2) 農業者別生産量の目安

区分	主食用米	転作作物
目安率	55.9%	44.1%

※岡山県農業再生協議会から提示された岡山市の令和8年産用米単収(544kg/10a)を基に、地域の実情に応じて22地区ごとに単収を設定し、岡山市全体の生産可能数量を算定。(1)で算定された岡山市の生産量の目安/岡山市全体の生産可能数量により目安率を算出。

## 3. 重要なお知らせ

水田活用の直接支払交付金には過去5年間連続して水稻の作付けが行われていない農地は5年経過後交付対象水田から除外される「5年水張ルール」があり、ルールが始まった令和4年度以降、水張(水稻作付又は湛水管理)を勧奨していましたが、水田政策の見直しにより令和9年度以降はこのルールが廃止される予定です。これに伴い、**令和7年度、8年度においてもルールが緩和され、水張をしなくても連作障害回避の取組をすれば交付金の対象となります。**

連作障害回避の取組とは、土壌改良資材・有機物(堆肥等)の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付等を指します。これらの取組を実施した根拠資料として、作業日誌や資材の購入伝票を各自で保管しておいてください。



## (1) 水田活用の直接支払交付金

### ①戦略作物助成 <基幹作のみが対象>

交付対象作物	麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米	
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実需者と出荷・販売契約等を締結し、出荷・販売すること</li> <li>・数量払いによる助成については、農産物検査機関による検査において合格又は3等以上に格付けされたものであり、数量の確認を受けていること</li> <li>・加工用米、新規需要米については、6月30日までに取組計画書を中国四国農政局に提出し、認定を受けること</li> </ul>	
交付単価	麦・大豆	35,000円／10a
	飼料作物	35,000円／10a (多年生牧草で、収穫のみの場合は、10,000円／10a)
	WCS用稲	80,000円／10a
	加工用米	20,000円／10a
	飼料用米 米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円／10a (飼料用米の一般品種は55,000円～75,000円／10a)

### ②畑地化促進助成

#### ◆畑地化支援・定着促進支援 <基幹作のみが対象>

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
畑作物 (麦、大豆、飼料作物、子実用とうもろこし、 そば、野菜・果樹・花き)	70,000円／10a	20,000円／10a※ × 5年間 または 100,000円／10a(一括) ※加工用・業務用野菜等は30,000円／10a

#### ◆畑作物産地形成促進事業 <基幹作のみが対象>

対象作物	交付要件	交付単価
麦・大豆 高収益作物 子実用とうもろこし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産地・実需プランの策定</li> <li>・3つ以上の低コスト生産等の取組</li> </ul>	40,000円／10a

#### ◆コメ新市場開拓等促進事業 <基幹作のみが対象>

対象作物	交付要件	交付単価
新市場開拓用米	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産地・実需プランの策定</li> <li>・3つ以上の低コスト生産等の取組</li> </ul>	40,000円／10a
加工用米		30,000円／10a
米粉用米		90,000円／10a
酒造好適米		10,000円／10a

**注意**

畑地化促進助成(畑地化支援・定着促進支援、畑作物産地形成促進事業、コメ新市場開拓等促進事業)については、前年度に要望調査を実施しており、要望調査書を提出していない方は申請できませんのでご注意ください。

なお、要望調査は岡山市ホームページで例年1月～2月ごろに行っています。

### ③産地交付金

#### ◆地域の取組に応じた国からの追加配分枠 <基幹作のみが対象>

対象作物	交付要件	交付単価
①そば、なたね ②新市場開拓用米 ③地力増進作物	①実需者と販売契約を締結し、当該年度の販売実績があるもの ②取組計画書を中国四国農政局に提出し、認定を受けていること ③高収益作物等への転換に向けた土づくりであること(当該年度に漕ぎ込みを行うもの)	20,000円/10a
新市場開拓用米の 複数年契約助成	取組計画書を中国四国農政局に提出し、認定を受けていること	10,000円/10a

#### ◆岡山市で振興するもの

対象作物	交付要件	交付単価(上限)
<b>指定産地等野菜作付助成</b> ・葉茎菜類 キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、 玉ねぎ、白菜、カリフラワー、ブロッコリー ・果菜類 きゅうり、なす、ピーマン、かぼちゃ ・根菜類 だいこん、にんじん、れんこん	基幹作であること  当該年度の販売実績があること	16,000円/10a
<b>地域重点作物作付助成</b> ・野菜類 いちご、アスパラガス、みずな、 こまつな、えんどう、やまのいも ・果樹類(新植から3年限定) もも、ぶどう、レモン ・花き類 菊、ププレウラム、しきみ ・加工用青刈り稲(前年度実績がある方のみ)	基幹作であること  当該年度の販売実績があること	15,000円/10a
<b>二毛作助成</b> 麦、大豆、飼料作物、加工用米、新市場開拓用米	主食用米又は戦略作物との二毛作 当該年度の販売実績があること	10,000円～ 15,000円/10a
<b>大規模農家助成</b> 麦、大豆	基幹作・二毛作 作付面積が1ha以上であること 戦略作物助成の要件を満たしていること	2,000円/10a

#### ◆岡山県で振興するもの

対象作物	交付要件	交付単価(予定)
飼料用米	作付面積が1ha以上であること 「認定農業者」、「認定新規就農者」、「集落営農」、「地域計画に 位置づけられたもの」であること	4,000円～8,000円/10a
WCS用稲		10,000円～20,000円/10a
耕畜連携助成	①飼料用米のわら利用 ②粗飼料生産水田での放牧 ③粗飼料生産水田への堆肥散布	7,000円/10a

## (2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

交付対象者	認定農業者、認定新規就農者、集落営農	
支払方法	生産量と品質に応じて交付する「数量払い」、当年産の作付面積に応じて交付する「面積払い」があります。 ※ただし、支払いは原則として収穫後交付とします。	
対象作物	麦、大豆、そば、なたね ※ビール用等麦、黒大豆、種子用は対象外	
交付単価	数量払い	課税・免税事業者向け及び品質区分に応じた単価
	面積払い	20,000円／10a(そばは、13,000円／10a)
その他	免税事業者向け単価を申請する方は、6月30日までに令和6年分の確定申告書等の提出が必要です。	

## (3) 収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策) 【収入保険加入者はナラシ対策に加入できません】

交付対象者	認定農業者、認定新規就農者、集落営農
対象作物	主食用米、麦、大豆 ※ビール用等麦、黒大豆、種子用は対象外
加入要件	対策加入者はあらかじめ一定額を積み立てることが必要です。
補填額	当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補填します。 補填財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

### 適正な生産の徹底について

水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の交付対象作物については、標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように栽培することが原則です。

令和6年度には要綱が改正され、従来から収量の確認の必要があった加工用米、飼料用米などの他に、ゲタ対象作物(麦、大豆など、ゲタ対策未加入者を含む)、飼料作物、WCS用稲においても収量の確認が必要となりました。交付対象作物の収量が相当程度低い場合には交付金をお支払いすることができませんので、適正な生産の徹底をお願いいたします。

#### 【収量の確認が必要な作物】※大豆は黒大豆を除く

- ・加工用米
- ・新市場開拓用米
- ・飼料用米
- ・米粉用米
- ・WCS用稲
- ・飼料作物
- ・麦
- ・大豆
- ・そば
- ・なたね

ただし、収量が相当程度低い場合であっても収量低下が生じた要因等を記載した理由書及び証拠書類を提出し、収量低下に合理的な理由があると地方農政局に認められた場合には交付金をお支払いできる場合がありますので、日頃から作業日誌をつける、写真を撮っておくなどして証拠を確保しておいてください。

#### 【理由書に添付する証拠書類】

- ・収量が相当程度低くなった要因を裏付ける書類  
(自然災害が要因である場合には農作物共済の支払書類、または気象庁の気象データ、被害状況の写真)
- ・適正な生産が行われていたことが分かる書類  
(作業日誌、種子や肥料の購入伝票等)
- ・ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類  
(対策を施したことが分かる書類)

※収量低下に合理的な理由がある場合とは、適正な生産がなされていた上で、自然災害等の農業者にとって不可抗力の要因によって収量が低くなっている場合をいいます。

## 水田活用の直接支払交付金に係る必要書類一覧

対象作物等	必要書類
麦・大豆・そば・なたね	<ul style="list-style-type: none"> <li>・播種前契約書の写し（直売所等で契約がない場合は、販売計画書） ※自家加工販売の場合は、自家加工販売計画書兼出荷・販売等実績報告書</li> <li>・出荷販売伝票等の写し</li> <li>・収穫実績報告書（参考様式 3：ゲタ対象作物用）※黒大豆は除く</li> </ul>
飼料作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用供給協定書（自家利用計画書）の写し</li> <li>・購入者の受領書の写し（販売の場合）</li> <li>・作業日誌</li> <li>・自家加工・販売記録（参考様式 3：飼料作物用）</li> <li>・播種実施報告書 ※牧草のみ</li> </ul>
耕畜連携助成 （わら利用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用供給協定書（自家利用計画書）の写し ※耕畜連携の利用供給協定は 3 年以上の期間で締結すること</li> <li>・作業日誌</li> <li>・購入者の受領書の写し（販売の場合）</li> </ul>
耕畜連携助成 （資源循環）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用供給協定書の写し ※耕畜連携の利用供給協定は 3 年以上の期間で締結すること</li> <li>・作業日誌</li> <li>・受領書の写し（対象作物を堆肥散布者に渡したことがわかる資料）</li> <li>・堆肥散布報告書（堆肥の散布量が明確に確認できる資料）</li> </ul>
野菜・花き類	出荷販売伝票等の写し
果樹類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日誌</li> <li>・出荷販売伝票等の写し（植栽直後で収穫がない場合は不要）</li> </ul>
地力増進作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日誌</li> <li>・種子購入伝票の写し</li> </ul>

※水田活用の直接支払交付金を受けるためには、上記書類の提出が必要となります。提出が必要な書類を事前にご確認の上、ご準備いただき、必ずご自身で提出いただきますようお願いいたします。

※交付金の交付に関する書類は、交付申請を行った翌年度から 5 年間、ご自身で保存しておく必要があります。



## 安全な農作業の実施に係る確認事項

- 1 乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。
- 2 ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。(乗用型トラクター)
- 3 ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。(農業機械全般)
- 4 ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。(農業機械全般)
- 5 駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。(農業機械全般)
- 6 PTO軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。(乗用型トラクター)
- 7 歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまづくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。
- 8 デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。
- 9 熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。